

高梁市告示第46号

高梁市空き家解体・土地流通促進事業補助金交付要綱をここに公布する。

令和8年3月19日

高梁市長 石田芳生

高梁市告示第46号

高梁市空き家解体・土地流通促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、良好な住環境の形成を促進するとともに、土地の利活用による定住人口の増加を図るため、市内で使われなくなった空き家の解体撤去を行う者に対し、予算の範囲内において、高梁市空き家解体・土地流通促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、高梁市補助金等交付規則(平成16年高梁市規則第45号)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存する現に居住していない状態となっておおむね1年を経過した住宅(共同住宅及び長屋を除く。)をいう。
- (2) 解体撤去工事 空き家を全て解体し、廃材を撤去する工事で、交付申請をした年度内に完了するものをいう。
- (3) 所有者 空き家の登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人(共有者を含む。)をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が死亡しているときは、その法定相続人をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たす所有者とする。

- (1) 市税等の滞納がないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に定める暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でな

いこと。

(3) 共有名義の場合は、全ての所有者から、当該空き家の解体について同意を得ること。

(交付要件)

第4条 補助金の交付要件は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 空き家に所有権以外の権利が設定されていないこと。

(2) 解体後の用地について、住宅建築用地として不動産事業者との媒介契約又は不動産事業者若しくは3親等以内の親族を除く第三者との売買契約を締結すること。

(3) 解体撤去工事を市内に事業所を置く法人又は個人事業主に発注すること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、空き家及びこれと同じ敷地に存する工作物等を一括して行う解体撤去工事（以下「補助対象事業」という。）にかかる費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業が国、県、又は本市の他の制度による補助金等を受けている場合は、当該補助金等の額を補助金の助成対象経費から除くものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は70万円のいずれか低い額とする。この場合において、空き家が高梁市立地適正化計画における居住誘導区域内に在するときは、補助対象経費を上回らない範囲で、30万円以内の額を加算することができる。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の着手前に高梁市空き家解体・土地流通促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、速やかに補助金の交付の可否を決定し、高梁市空き家解体・土地流通促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第9条 交付決定通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ高梁市空き家解体・土地流通促進事業変更交付申請

書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知を受けた補助対象事業を中止しようとするとき。
- (2) 補助金の額が増額となる変更をしようとするとき。
- (3) 補助対象経費の3割を超える減額をしようとするとき。ただし、補助金の額の変更を伴わない場合については、この限りでない。
- (4) 事業内容の重要な部分を変更しようとするとき。

2 市長は、前項の変更交付申請書の提出により、申請書の内容を変更すべきものと決定した場合は、高梁市空き家解体・土地流通促進事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、当該申請にかかる事業の完了日から20日以内又は補助金交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、高梁市空き家解体・土地流通促進事業実績報告書（様式第5号）に関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（確定通知）

第11条 市長は、前条により実績報告書を受領したときは、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を実施して速やかに補助金の交付額を確定し、高梁市空き家解体・土地流通促進事業補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条により確定通知を受けた補助事業者は、高梁市空き家解体・土地流通促進事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の取消し等）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第4条に定める補助金の対象要件を欠くに至ったとき。
- (2) 偽りの申請又は不正な方法によって補助金の決定又は交付を受けたとき。
- (3) 所有者又は関係者の間で当該空き家に関する争いが生じ、申請者が当該年度内に解決できる見込みがないと認めるとき。
- (4) その他市長が補助金を交付することが不相当であると認めるとき。

2 前項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者へ補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。この場合に

において、高梁市空き家解体・土地流通促進事業補助金返還（取消）決定通知書（様式第8号）により行うものとする。

- 3 前項の規定により返還命令を受けた者は、命令を受けた日から2月以内に返還命令額を返還しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付された補助金については、第13条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第7条関係）

高梁市空き家解体・土地流通促進事業補助金交付申請書

年 月 日

高 梁 市 長 様

申請者 住所

氏名

電話番号

高梁市空き家解体・土地流通促進事業を実施したいので、高梁市空き家解体・土地流通促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

補助金申請額 円

空き家の所在地	高梁市
空き家となった時期	年 月
他の補助の有無	1 無 2 有 ()
解体撤去予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
解体撤去工事費総額	円
解体撤去工事の施工業者	住所 氏名 電話番号
解体撤去後の土地流通に関わる不動産事業者	住所 事業者名

1 関係書類

- (1) 誓約書兼同意書（別添様式）
- (2) 住民票謄本
- (3) 当該空き家及び所在土地の登記事項証明書（全部事項証明書）（未登記の場合は、固定資産評価証明書）
- (4) 解体撤去工事費用の見積書の写し
- (5) 解体撤去工事を施工する解体業者の建築工事業、土木工事業若しくは解体工事業の許可書の写し
又は解体工事業の登録通知書の写し
- (6) 解体撤去工事着手前の写真
- (7) 第3条第3号に該当する場合は、当該同意書
- (8) 市税等の滞納がないことを証明する書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

別添様式

誓約書兼同意書

年 月 日

高 梁 市 長 様

申請者 住所

氏名

高梁市空き家解体・土地流通促進事業補助金の交付申請にあたり、次のとおり誓約し、同意します。

(誓約事項)

- 1 私は、解体しようとしている空き家の所有者です。共有名義の場合は、全ての所有者から、当該空き家の解体について同意を得ているとともに、解体後の用地は第三者へ売買に供することに同意を得ています。
- 2 解体後の用地について、住宅建築用地として不動産事業者と媒介又は売買契約（三親等以内の親族は除く。）を締結します。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に定める暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者ではありません。
- 4 上記の誓約事項及び交付要綱の規定に違反又は事実と相違することがあったときは、高梁市の指示に従い、交付を受けた補助金の全部又は一部を直ちに返還します。

(同意事項)

- 1 上記の誓約事項が遵守されているか確認するために、高梁市が必要な事項及び内容について、調査・照会・閲覧することに同意します。

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

高梁市長

高梁市空き家解体・土地流通促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、高梁市空き家解体・土地流通促進事業補助金について、次のとおり交付を決定したので、高梁市空き家解体・土地流通促進事業補助金第8条の規定により通知します。

記

1 補助金決定額

円

様式第3号（第9条関係）

高梁市空き家解体・土地流通促進事業変更交付申請書

年 月 日

高 梁 市 長 様

申請者 住所
氏名
連絡先

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった、高梁市空き家解体・土地流通促進事業について、次のとおり変更したいので高梁市空き家解体・土地流通促進事業補助金第9条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

	変更前	変更後
変更内容		
補助金額	円	円
変更の理由		

1 関係書類

- (1) 変更内容等が確認できる資料（変更契約書等）

第 号
年 月 日

様

高梁市長

高梁市空き家解体・土地流通促進事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった、高梁市空き家解体・土地流通促進事業補助金について、次のとおり変更を決定したので、高梁市空き家解体・土地流通促進事業補助金第9条第2項の規定により通知します。

記

変更内容	
変更交付決定額	円
変更前交付決定額	円 (年 月 日付け、 第 号)

様式第5号（第10条関係）

高梁市空き家解体・土地流通促進事業補助金実績報告書

年 月 日

高 梁 市 長 様

申請者 住所

氏名

連絡先

年 月 日付け、第 号で交付決定通知のあった高梁市空き家解体・土地流通促進事業を完了したので、高梁市空き家解体・土地流通促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

着工年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日
解体撤去後用地の不動産事業者等との契約締結日	年 月 日
事業に要した経費の総額	円
補助金額	円

1 関係書類

- (1) 解体撤去工事費用の領収書の写し
- (2) 解体撤去工事請負契約書の写し
- (3) 完了後の写真
- (4) 解体後用地の不動産事業者と媒介契約書又は売買契約書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

高梁市長

高梁市空き家解体・土地流通促進事業補助金確定通知書

年 月 日付け、第 号で交付決定した高梁市空き家解体・土地流通促進事業補助金について、次のとおり補助金の額を確定しましたので、高梁市空き家解体・土地流通促進事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1 交付確定額 円

様式第7号（第12条関係）

高梁市空き家解体・土地流通促進事業補助金交付請求書

年 月 日

高 梁 市 長 様

請求者 住所

氏名

㊟

年 月 日付け、第 号により確定通知のありました、高梁市空き家解体・土地流通促進事業補助金について下記金額を交付されたく、高梁市空き家解体・土地流通促進事業補助金交付要綱第12条の規定により請求します。

請求金額

--	--	--	--	--	--	--

円

なお、上記については下記口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行	
	金庫	店
	農業協同組合	
預金種別	(普通 ・ 当 座)	
口座番号		
口座名義人	ふりがな	
	氏 名	

※ 口座名義人は申請者（請求者）と同一であること

様式第8号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

高梁市長

高梁市空き家解体・土地流通促進事業補助金返還（取消）決定通知書

年 月 日付け、第 号により交付した高梁市空き家解体・土地流通促進事業補助金について、交付決定を取り消しましたので、高梁市空き家解体・土地流通促進事業補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

- 1 取消理由
- 2 取消にかかる措置